

令和元年8月27日

保健所設置市薬務主管課 御中

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（令和元年度用）

このことについて、令和元年7月31日付けで厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課 医薬品副作用被害対策室から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

なお、当該教材については、厚生労働省ホームページに掲載されています。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>)

問合せ先

薬事指導グループ 太田

電話 045-210-1111 内線 4970

045-210-4967（直通）

事務連絡

令和元年7月31日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（令和元年度用）

医薬品行政の推進につきまして、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

標記教材については、別添のとおり、各教育委員会及び全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に教材を配布しています。また、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材、教師用の指導の手引き、指導の手引きの簡略版及び薬害に関する授業の実践事例集も併せて配布しています。

つきましては、本教材を活用した授業が各学校で行われるよう、各教育委員会や各中学校等の教育機関に対して積極的に働きかけを行っていただく等、特段の御配慮をお願いいたします。

また、授業実施方法等について各学校より相談があった場合には、地域の薬剤師会や被害者団体等の関係団体と意見交換しながら、効果的な授業実施方法について助言いただくなど御協力をお願いいたします。

担 当  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室  
阿部、大平、佐藤

電話 03-5253-1111（内線 2718）  
（夜間 03-3595-2400）  
FAX 03-3501-2052



事務連絡  
令和元年7月31日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各市区町村教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校事務主管課  
附属学校を置く  
各国立大学法人附属学校事務担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室  
文部科学省初等中等教育局教育課程課

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について (令和元年度用)

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

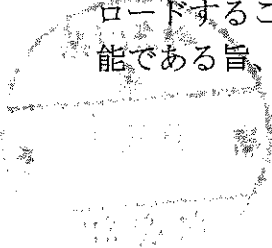
さて、平成31年2月12日付け事務連絡(別添1)にて厚生労働省から事前にお知らせしたとおり、昨年同様、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材を作成しました。今般、厚生労働省より各中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に対して、事務連絡(別添2)とともに「薬害を学ぼう」を直接送付するとともに、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材、教師用の指導の手引き、指導の手引きの簡略版及び薬害に関する授業の実践事例集を併せて送付し、薬害に関する教育の一助として御活用いただくよう依頼しておりますので、御連絡いたします。

なお、本教材等については、授業で一律に取り上げる以外にも、学校として特に重点を置く事項に限って一部を活用する、より学習を深めたい生徒向けの自学用教材として配布するなど、各学校において、学校における働き方改革の観点も踏まえつつ、生徒や学校、地域の実態に応じて有益かつ可能な範囲で活用いただければ幸いです。

また、教材の改善等に資するよう、教材の使用方法等に関する任意のアンケートへの回答を依頼しています。各中学校には教職員の勤務実態に配慮しつつ、可能な範囲で回答に御協力いただけますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

本教材、視聴覚教材、教師用の指導の手引き、活用事例等については、厚生労働省ホームページ「薬害を学ぼう—どうすれば防げるのか?なぜ起こったのか—」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>)にも掲載しています。

なお、高等学校学習指導要領解説公民編において、薬害問題に関する記載があることを踏まえ、高等学校等の関係機関に対しても、本教材を厚生労働省ホームページからダウンロードすることにより、高等学校においても授業用の教材として御活用いただくことが可能である旨、併せて周知していただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。



また、貴課が中学校、高等学校の教職員を対象に行う研修会等において、お求めに応じて、薬害問題や本教材の効果的な活用方法等について説明することも可能です。御検討いただける場合は右記担当まで御連絡ください。

担 当  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室  
阿部、大平、佐  
藤  
電話 03-5253-1111 (内線 2718)  
(夜間 03-3595-2400)  
FAX 03-3501-2052

事 務 連 絡

令和元年 7 月 31 日

各中学校 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（令和元年度用）

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学3年生を対象として薬害を学ぶための教材を作成し、平成23年4月から全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に配布しております。

平成31年2月12日付け事務連絡（別添1）にて事前にお知らせしたとおり、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材を、中学3年生の人数分送付します。（注）

また、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材、教師用の指導の手引き、指導の手引きの簡略版及び薬害に関する授業の実践事例集についても、併せて送付しますので、薬害に関する教育の一助として御活用いただきますようお願いいたします。

なお、本教材等については、授業で一律に取り上げる以外にも、学校として特に重点を置く事項に限って一部を活用する、より学習を深めたい生徒向けの自学用教材として配布するなど、各学校において、学校における働き方改革の観点も踏まえつつ、生徒や学校、地域の実態に応じて有益かつ可能な範囲で活用いただければ幸いです。

また、本教材、視聴覚教材、指導の手引き、参考資料、活用事例等を厚生労働省のホームページ「薬害を学ぼう—どうすれば防げるのか？なぜ起こったのか—」（URL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）に掲載していますので、併せて御参照ください。

加えて、教材の改善等に資するよう、この教材の使用方法等に関する任意のアンケート（別添2）を実施いたします。御協力いただける場合には、お手数ですが、令和元年10月末日までにメール又はFAXにて御回答くださいますよう、御協力よろしく願いいたします。

メールにて御回答いただく場合は、上記ホームページに掲載している回答様式に入力いただき、そのファイルを添付したメールを、専用メールアドレス（[fukutai01@mhlw.go.jp](mailto:fukutai01@mhlw.go.jp)）宛てにお送りください。

最後に、当室では、薬害教育のさらなる普及に向けて、実際に薬害に関する授業を実施いただける学校を募集しています。詳細は別添3に記載していますので、是非担当者まで御連絡をお願いいたします。

(注) 教材の配布部数については、生徒数に若干加えた数としていますが、不足が生じた場合には、右記担当宛てに発送先及び必要な部数を御連絡いただきますようお願いいたします。

担 当  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室  
阿部、大平、佐藤  
電話 03-5253-1111 (内線 2718)  
(夜間 03-3595-2400)  
FAX 03-3501-2052  
Mail fukutai01@mhlw.go.jp

事務連絡  
平成 31 年 2 月 12 日

各中学校 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室

平成 31 年度用薬害教育教材「薬害を学ぼう」の事前配布等について

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学 3 年生を対象として薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう」を作成し、平成 23 年 4 月から全国の中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に配布しております。本教材は、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材として、主に社会科（公民的分野）において御活用いただくことを想定しております。

本教材については、来年度も今年度同様、来年度前半に全国の各中学校に中学校 3 年生の人数分の本教材を送付する予定ですが、中学 3 年生の年間指導計画等を策定する際の御参考としていただくため、今般、見本一部を送付します。

また、視聴覚教材や指導の手引きのほか、参考資料、活用事例等を厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>) に掲載しております。平成 31 年度（来年度）における中学 3 年生の年間指導計画等を策定する際、これらを御参考としていただき、教材の活用について積極的に御検討くださいますようお願いいたします。

最後に、当室では本教材を使って実際に授業を実施いただき、教材の活用に向けた検討に活用させていただく取組を実施しています。詳細は裏面に記載していますので、是非担当者まで御連絡をお願いします。

担 当  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室  
飯田(内線 2719)  
大平 永澤(内線 2718)  
電話 035253-1111  
(夜間 03-3595-2400)  
FAX 03-3501-2052

## 本教材を使って実際に授業を実施いただける学校を募集しています！

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室では、薬害教育教材「薬害を学ぼう」、指導の手引き等を作成・配布し、生徒が薬害について学ぶ機会の拡大に取り組んでいます。

今年度に引き続き、来年度も、薬害教育のさらなる普及に向けて、本教材を使って実際に授業を実施いただける学校を募集いたします。薬害を学ぶ授業を通じて、生徒が課題を解決するために必要な思考力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うのにも役立つものと考えられますので、是非実施を御検討ください。御協力いただける場合、次のような支援を当室で行うことが可能です。

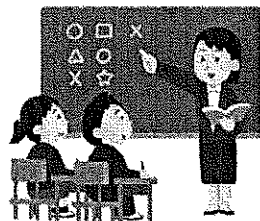
授業実施を検討いただける場合は、是非下記担当までご連絡ください。

### 授業実施、授業計画策定に向けた支援

- ・授業実施や授業計画策定に当たり、教材の内容に御不明点等がある場合、当室職員が支援いたします。当室職員が直接学校に伺って事前打合せをさせていただくことも可能です。
- ・御希望の場合、薬害被害者の方に実際に授業等でお話しいただく機会が持てるよう、当室が関係団体と調整いたします。

### お願いしたいこと

- ・授業当日は当室職員や関係団体の方の見学をお認めください。
  - ・授業を受けた生徒の皆さん及び授業を実施した先生に、当室で作成するアンケートに御回答いただきますようお願いいたします。
- ※授業の様子やアンケート集計結果、先生の感想、授業計画については、後日当室が実施する検討会で公表させていただきます。公表は個人が特定されないよう配慮して行います。



#### 担当

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室  
飯田（内線 2719）大平 永澤（内線 2718）

電話 03-3553-1111

FAX 03-3501-2052

e-mail fukutai01@mhlw.go.jp



返信先 F A X 番号 : 0 3 - 3 5 0 1 - 2 0 5 2

別添 2

あて先 : 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室 行き

各中学校 ご担当者 様

《 薬害教育テキスト「薬害を学ぼう」に関するアンケート 》

「薬害を学ぼう」に関し、以下の質問にお答えください。(該当する選択肢に☑をつけ、空欄には自由にご記入ください。)  
今後の教材作成に役立てるため、9月27日(金)までにFAXでご回答いただきますようご協力をお願いします。

1 使用状況・予定

①授業等で使用した(又は使用予定) ②授業以外で配布のみ行った(又は配布予定) ③使用・配布の予定はない

1-1 「①授業等で使用した」場合は、どの教科等で使用したかご記入下さい。

(※ ②保健体育科で使用する場合は、薬害問題は、薬物乱用防止とは全く異なる問題であることにご留意下さい。)

① 社会科 ② 保健体育科 ③ 総合的な学習の時間 ④ その他( )

上記で記入した教科等の中において、どのような内容に関連して使用したかご記入ください。

①消費者の保護 ②人権 ③公害 ④医薬品の適正使用 ⑤エイズ・感染症の予防  
⑥薬物乱用 ⑦その他( )

2 教材の発送時期について

①ちょうどよい ②早すぎる ③遅すぎる

上記において、「②早すぎる」又は「③遅すぎる」場合は、その理由をご記入ください。  
併せて、発送の時期として適切と考えられる時期をご記入下さい。

3 指導の手引きについて

① 内容が適切 ② 内容が難解 ③ 内容が易しすぎる ④ 使っていない ⑤ その他

上記で②内容が難解、③内容が易しすぎる、④使っていない、⑤その他を選択された場合、改善点等をご記入ください。

4 視聴覚教材について

① 授業等で使用した(又は使用予定) ② 使用の予定はない

上記で①授業等で使用した(又は使用予定)を選択された場合、使用方法、使用した感想、改善点等をご記入ください。

5 その他このテキストや同封した指導の手引きについて、ご感想・ご意見がありましたら、ご記入ください。(授業での活用方法や活用において工夫した点、また活用に当たって問題となった点などご自由にご記入ください。)

\_\_\_\_\_都道府県 \_\_\_\_\_立 \_\_\_\_\_中学校

ご担当者名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ご協力よろしく申し上げます。 お問い合わせ先 : 医薬品副作用被害対策室 (TEL 03-3595-2400)

**本教材を使って実際に授業を実施いただける学校を募集しています！**

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室では、薬害教育教材「薬害を学ぼう」や、指導の手引き等を作成・配布し、生徒が薬害について学ぶ機会の拡大に取り組んでいます。

今年度に引き続き、来年度も、薬害教育のさらなる普及に向けて、本教材を使って実際に授業を実施いただける学校を募集いたします。薬害を学ぶ授業を通じて、生徒が課題を解決するために必要な思考力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うのにも役立つものと考えられますので、是非実施を御検討ください。御協力いただける場合、次のような支援を当室で行うことが可能です。

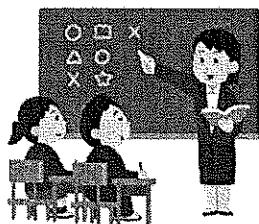
授業実施を検討いただける場合は、是非下記担当までご連絡ください。

**授業実施、授業計画策定に向けた支援**

- ・ 授業実施や授業計画策定に当たり、教材の内容に御不明点等がある場合、当室職員が支援いたします。当室職員が直接学校に伺って事前打合せをさせていただくことも可能です。
- ・ 御希望の場合、薬害被害者の方に実際に授業等でお話いただく機会が持てるよう、当室が関係団体と調整いたします。

**お願いしたいこと**

- ・ 授業当日は当室職員や関係団体の方の見学をお認めください。
  - ・ 授業を受けた生徒の皆さん及び授業を実施した先生に、当室で作成するアンケートに御回答いただくようお願いします。
- ※授業の様子やアンケート集計結果、先生の感想、授業計画については、後日当室が実施する検討会で公表させていただきます。公表は個人が特定されないよう配慮して行います。

**担当**

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室  
阿部、大平、佐藤

電話番号 03-3595-2400

FAX 03-3501-2052

e-mail fukutai01@mhlw.go.jp

